

解説 核兵器禁止条約 第2回

核フォーラム
2021年5月8日
山田寿則(明治大学)

本日の内容

TPNWの現状

第2条～第4条の概要

第2条～第4条の論点

参考文献・情報源

(参考図)

核兵器禁止条約(TPNW)の現状

- 条約の法的地位
 - 署名国86(うち未批准は34)、締約国54(批准52、加入2)
- 第1回締約国会合の開催予定
 - 2022年1月12日～14日、ウィーン、オーストリア
- 第2条に基づく「申告」の提出

第2条(申告)

- すべての締約国が対象となる報告義務
 - 非保有国については唯一となる報告義務
- 自国につき条約発効後30日以内に事務総長に申告
 - 発効前に核兵器その他核爆発装置を所有/占有/管理していたか、核兵器計画を廃止したか(1項(a))
 - 旧保有国が判明。第4条1の対象となる。
 - 1条(a)にかかわらず、核兵器その他核爆発装置を現に所有/占有/管理しているか(1項(b))
 - 現保有国であるかが判明。第4条2、3の対象となる。
 - 1条(g)にかかわらず、自国域内/管轄/管理下に他国の核兵器その他核爆発装置があるか(1項(c))
 - 他国核所在国であるかが判明。第4条4の対象となる。
- 国連事務総長は、受領したすべての申告を全締約国に対して送付(2項)
 - 申告の細目や申告内容の公開の可否は規定されていない。透明性の課題

第3条（保障措置）

- 非保有国（他国核所在国を含む）が対象
 - TPNWは「原子力の平和利用」の「奪いえない権利」を認めている（前文21項）
- 条約発効時点において「自国について効力を有する国際原子力機関の保障措置に関する義務を維持する」義務（1項）
 - NPT締約国の場合、包括的保障措置協定（CSA）締結が要請されている（NPT第3条）
 - 但し、「将来において自国が採択する追加の関連する文書に影響を及ぼすことなく、」（1項）
 - CSAより高い水準の保障措置締結の可能性を示唆
- CSA未締結/未発効の場合（2項）
 - 180日以内のCSA締結交渉開始、18カ月以内の発効（自国についての条約発効から）
 - NPT第3条4に準拠
 - その後のCSA義務を維持する義務
 - 但し「将来において自国が採択する追加の関連する文書に影響を及ぼすことなく」

第4条(核兵器の全面的な廃絶に向けて)

- 旧保有国、現保有国、他国核所在国が対象
- 旧保有国とは
 - 「2017年7月7日の後に、核兵器その他の核爆発装置を所有し、占有し又は管理しており、かつこの条約が自国につき効力を有する前に、核兵器に関連するすべての施設の除去若しくは不可逆的な転換を含む自国の核兵器計画の除去を行った締約国」(第4条1)
- 現保有国とは
 - 「第1条(a)にかかわらず、核兵器その他の核爆発装置を所有し、占有し又は管理している締約国」(第4条2)
- 他国核所在国とは
 - 「第1条(b)及び(g)にかかわらず、自国の領域又は自国の管轄若しくは管理の下にある場所に、他の国が所有し、占有し又は管理する核兵器その他の核爆発装置が存在する締約国」(第4条4)

(参考)「核兵器の法的拘束力のある禁止は、核兵器の不可逆的で、検証が可能であり、かつ透明性を有する廃絶を含む、核兵器のない世界の達成及び維持に向けた重要な貢献となることを認識し、この目的に向けて行動することを決意し、」
(前文15項)

第4条1 「廃棄して参加」

- 旧保有国による廃棄と平和利用の検証(1項)
- 「核兵器計画」の廃棄の検証
 - 「自国の核兵器計画を不可逆的に除去したことを確認する」目的で
 - 「権限のある国際的な当局」と協力
 - 「当局」は全締約国に報告
- 平和利用の検証:IAEAと保障措置協定締結義務
 - 保障措置協定の内容
 - 「申告された核物質が平和的な核活動から転用されていないこと及び当該締約国全体において申告されていない核物質又は活動が存在しないことにつき信頼できる保証を供与するに十分な保障措置協定」
 - 事実上、CSAとAPを示唆
 - 締結手続
 - 180日以内に交渉開始、18カ月以内に発効(自国につき発効後)
 - 但し、「将来において自国が採択する追加の関連する文書に影響を及ぼすことなく」この協定の義務を維持する義務
 - 第3条と同一規定(つまり、NPT第3条4)
- 進捗状況の報告義務(第4条5) → 締約国会議・検討会議へ

第4条2 「参加して廃棄」 ①廃棄の検証

- 現保有国を対象
- 核兵器その他核爆発装置の運用上の地位の撤去義務(即時)
- 核兵器その他核爆発装置の廃棄義務
 - 最初の締約国会合が決定する期日まで
- 廃棄の手続
 - 検証付、不可逆、法的拘束力、期限付き「計画」に従う
 - 「当該締約国の核兵器計画についての検証を伴いかつ不可逆的に除去を行うための法的な拘束力を有しかつ期限を伴う計画(核兵器に関連するすべての施設の除去又は不可逆的な転換を含む。)に従い」
 - なお移譲は禁止されている(「第1条(a)にかかわらず」)。移譲による放棄はできない。
 - 当該締約国に「計画」提出義務。発効後60日以内。全締約国/「権限のある国際的な当局」(a competent international authority)に対して。
 - 「当局」との計画の交渉
 - 「当局」が、締約国会合/検討会合に承認のため提出
- 進捗状況の報告義務(第4条5) → 締約国会議・検討会議へ

第4条3 「参加して廃棄」 ②平和利用の検証

- 現保有国を対象
- 平和利用の検証でIAEAと保障措置協定締結義務
 - 保障措置協定の内容
 - 「申告された核物質が平和的な核活動から転用されていないこと及び当該締約国全体において申告されていない核物質又は活動が存在しないことにつき信頼できる保証を供与するに十分な保障措置協定」
 - 第4条1と同一文言 → CSAとAPを示唆
 - 締結の手続
 - 廃棄計画完了日までに交渉開始、開始後18カ月以内に発効
 - 国連事務総長への最終申告義務
 - 但し、「将来において自国が採択する追加の関連する文書に影響を及ぼすことなく」この保障措置義務を維持する義務
- 進捗状況の報告義務(第4条5) → 締約国会議・検討会議へ

第4条4 域内所在の他国核兵器等の撤去

- 他国核所在国が対象
 - 他国核の速やかな撤去の確保義務
 - 撤去期限: 最初の締約国会合決定期日まで
 - 義務履行完了申告の義務 → 国連事務総長へ
 - 撤去確保の検証規定はない
 - 進捗状況の報告義務(第4条5) → 締約国会議・検討会議へ
- 4条6: 廃棄計画を交渉・検証する当局の指定(全締約国による)
- 未指定の場合の「特別会合」の招集

第4条6 権限のある国際的な当局の指定

- 全締約国による指定
 - 「核兵器計画の不可逆的な除去(核兵器に関連するすべての施設の除去又は不可逆的な転換を含む。)につき交渉し及びこの除去を確認する権限のある国際的な当局[a competent international authority or authorities]を指定」
- 国連事務総長による特別会合の招集
 - 旧保有国及び現保有国についての条約発効前に未指定の場合
 - この特別会合で「必要な決定」が行われる

(参考) 第2～4条関係の整理

	旧保有国 (核兵器廃棄済の国)	現保有国	他国核所在国 (非保有国)	非保有国
申告(2条)	かつて所有/占有しており廃棄したと申告	所有/占有していると申告	域内に他国核が所在すると申告	左記のいずれにも該当しないと申告
核兵器の廃棄措置(4条)	廃棄につき「当局」と協力して検証。	<ul style="list-style-type: none"> 核兵器の運用上の地位の撤去(即時) 核兵器の廃棄(締約国会合決定期日まで) 「除去計画」の提出と交渉(「当局」と)、承認(締約国会合等で) 	<ul style="list-style-type: none"> 速やかな撤去の確保(締約国会合決定期日まで) 事務総長への申告 	なし
平和利用転用防止(3, 4条)	IAEAと保障措置協定を締結・発効(4条1)	<ul style="list-style-type: none"> IAEAと保障措置協定を締結・発効(4条3) 事務総長に最終申告 	包括的保障措置協定を維持/締結(3条)	包括的保障措置協定を維持/締結(3条)
締約国会合等への報告	進捗状況を報告(4条5)	進捗状況を報告(4条5)	進捗状況を報告(4条5)	なし

論点① 第2条の申告内容とその検証

- 第2条申告に関する国家実行
 - 51カ国が申告済み → 概ね順調(交渉会議でのNZの懸念)
- キューバの「宣言」(2018/1/30)
 - 「2条で要求される申告内容には、1条で禁止された活動で実施中のものに関する情報すべてを含まねばならない」
- キューバの申告(2021/2/21)
 - グァンタナモに言及。キューバ主権下にあるが、米国の不法占領下にあるため、キューバは管轄権を行使しておらず、本条約との関係では責任を負わないと主張。また、米国が同地で、第1条に違反しているかその意図があるかは了知していないと説明。
 - 係争地につき自国の立場を主張する手段としての活用は、フィリピン議会でも議論
 - 21.1.14 上院外交関係委員会で公聴会。
http://legacy.senate.gov.ph/press_release/2021/0114_tolentino1.asp
 - 条約参加により南シナ海での領域権の主張を強化できるとの主張。
- 第4条対象国以外の締約国についての報告(申告)審査制度の欠如
 - 例、2017年7月7日以前における「核兵器計画」の廃止の報告
 - 締約国会合と市民社会による検証の役割(Nuclear Ban Monitorなど)

論点② 保障措置

- 非保有国に義務付けられる保障措置の水準(第3条)
 - 交渉会議:IAEA追加議定書(AP)は賛否あり
 - 賛成:スウェーデン、スイス、チリ、リヒテンシュタイン、オランダ、NZ、タイなど
 - 反対:アルゼンチン、ブラジル、エジプト、イランなど
 - 成立後も、義務化されていないことへの不満・批判 → 「NPTを損なう」の主要論拠
 - スウェーデン、スイス、ノルウェー、オランダ、ドイツなど
 - NPTでは、APの交渉・発効・暫定適用が奨励(2010年NPT最終文書行動28)
 - 批判への反論
 - TPNWではCSAを明示的に義務化しており、NPTの最低水準は維持(NPT第3条ではCSAを明定せず)
 - 加えて、AP締結国の場合は、AP維持も義務となる
 - NPTと異なり、保障措置協定脱退はTPNW違反となる(NPT第3条では協定締結義務あるが維持義務なし)
 - 「将来において自国が採択する追加の関連する文書」は、APを示唆
 - TPNW締約国54カ国のうちCSA未締結はパレスチナ、クック諸島、ニウエ、AP未締結は18カ国
- 保有国と非保有国との保障措置の水準の格差(第3条および第4条)
 - 旧・現保有国に要求される義務的保障措置は、CSAとAPが示唆される
 - NPTでは、核兵器完全廃絶の際のCSAとAPの普遍適用に合意(2010年最終文書行動30)

論点③ 廃棄措置

- 未定義な「核兵器計画」
 - 「核兵器関連施設」には、核爆発装置に係るすべての研究及び開発、生産、実験並びに貯蔵施設を含む (Casey-Maslen 2019)
- 「権限のある国際的な当局」の指定
 - 必ずしも、単一の機関を予定せず (第4条6)
 - IAEAの問題点 (Casey-Maslen 2019)
 - 理事国の多くが核保有国か核傘下国 (政治的障害)
 - IAEAはTPNWに拘束されない (法的障害)
 - 国際核軍縮機関 (INDA) の提案 (Thomas Shea)
 - 新たな機関設置には、保有国の理解が不可欠 (久枝正和)
- 廃棄完了期日の指定
 - 10年で解体は可能であり、必要ならさらに10年の延長が可能 (Moritz Kütt & Zia Mian) cf Nuclear Ban Monitor 2020
 - 条文からは対象となる締約国ごとに異なる期限が許容される ("each State Party ..." (第4条2))
- 「参加して廃棄」方式の実現可能性
 - 「参加して廃棄の選択肢の主な理由は、保有国の参加を可能にして、長期の軍縮過程完了までの間、禁止その他の規定に服せしめることにある」 (Gaukhar Mukhatzhanova)
 - 追加議定書による「参加して廃棄」の場合、この方式の趣旨との整合性が問われるだろう。他方で、「廃棄して参加」が可能である以上、両者の中間的性格を持つ追加議定書の可能性はあるだろう。

参考文献・情報源

- 核兵器禁止条約のサイト(国連軍縮室) <https://www.un.org/disarmament/wmd/nuclear/tpnw/>
- Reaching Critical Will <https://www.reachingcriticalwill.org/disarmament-fora/nuclear-weapon-ban>
- Nuclear Weapons Ban Monitor <https://banmonitor.org/>
- *Negotiation of a Nuclear Weapons Prohibition Treaty: Nuts and Bolts of the Ban The New Treaty: Taking Stock*, UNIDIR, 2017.
- Gaukhar Mukhatzhanova, “The Nuclear Weapons Prohibition Treaty: Negotiations and Beyond”, *Arms Control Today*, Sept. 2017.
- Thomas Hajnoczi, “The Relationship between the NPT and the TPNW”, *Journal for Peace and Nuclear Disarmament*, Volume 3, 2020 - Issue 1, pp. 87-91.
- Stuart Casey-Maslen, *The Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons A commentary*, Oxford, 2019.
- Thomas Shea, *Verifying nuclear disarmament*, Routledge, 2019.
- 川崎哲「核兵器禁止条約『第一回締約国会議』への課題」軍縮研究第9号、2020年
- 川崎哲「核兵器禁止条約の意義と日本の課題」日本軍縮学会編『軍縮・不拡散の諸相』信山社、2019年
- 久枝正和「核兵器禁止条約と検証」軍縮研究第9号、2020年
- Moritz Kütt & Zia Mian, “Setting the Deadline for Nuclear Weapon Destruction under the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons”, *Journal for Peace and Nuclear Disarmament* Volume 2, 2019 - Issue 2.
- Gro Nystuen Kjølvs Egeland Torbjørn Graff Hugo, *The TPNW: Setting the record straight*, NORWEGIAN ACADEMY OF INTERNATIONAL LAW OCTOBER 2018

(参考) 条約の概念図

